

**大網白里市乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）
実施事業者募集要項**

令和7年5月

大網白里市子育て支援課

大網白里市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

実施事業者募集要項

令和8年度の本格実施に先立ち、令和7年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を、次のとおり募集する。

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6ヶ月以上満3歳未満の保育所等に通っていないこどもが、月一定時間（月10時間）まで保育所等に通園できる制度である。

2 募集事業者

令和7年度中に大網白里市内において本事業を開始する事業者であって、次の各号に掲げる施設を運営している法人、任意団体又は個人

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 幼稚園
- (6) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）
- (7) 認可外保育施設
- (8) その他市長が適当と認める施設

※ 令和8年度以降に開始予定の事業者は、別に公募を行う。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

大網白里市に住所を有するこどもであって、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこども

(2) 利用可能時間

こども一人当たり月10時間を上限

(3) その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）実施要綱（令和7年3月31日付けこ成保第257号こども家庭長成育局長通知別紙）に定めるとおり

4 実施方式

(1) 一般型乳児等通園支援事業

① 在園児合同実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う

② 専用室独立実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、本事業の専用室を設けて受入れを行う

③ 独立施設実施

保育所等に併設せず、本事業のみを実施する施設で受入れを行う

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童の数が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受入れを行う

※ 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業に限る。

5 設備基準・運営基準

(1) 一般型乳児等通園支援事業

① 設備基準

乳児室（満2歳未満） 1人につき1.65㎡

ほふく室（満2歳未満） 1人につき3.3㎡

保育室・遊戯室（満2歳以上） 1人につき1.98㎡

※ その他の基準は、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条に定めるとおり

② 職員

・乳児（満1歳未満） おおむね3人につき職員1人以上

・満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき職員1人以上

・半数以上は保育士であること。

・最低2人の職員を配置すること。

・乳児等通園支援事業の専任であること。

※ 保育所等と一体的に運営されている場合で、保育所等の職員の支援を受けることができる場合等は、乳児等通園支援事業の専任は1人とすることが可

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準条例による

6 保護者負担

こども一人1時間当たり300円を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別に定めるとおり減免するものとし、減免した分の金額は、市から事業所に支払うものとする。

また、給食、おやつ等を提供する場合は、実費相当額を徴収することができる。

7 令和7年度の補助金

(1) 基本分

0歳児	こども一人1時間当たり	1,300円
1歳児	こども一人1時間当たり	1,100円
2歳児	こども一人1時間当たり	900円

(2) 加算分

障がい児	こども一人1時間当たり	400円
医療的ケア児	こども一人1時間当たり	2,400円
要支援家庭のこども	こども一人1時間当たり	400円

(3) 支払方法

事業開始から令和8年3月までの利用実績に応じた額を、令和8年4月頃にまとめて支払予定

※ 令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」として支払予定（金額未定）

8 スケジュール

予定期間	内容
令和7年5月20日（火）	募集要項等の公開・配布開始
令和7年6月16日（月）	申請書類の提出期限
令和7年7月下旬頃	乳児等通園支援事業を行う事業所として認可
令和7年8月	ホームページ上に乳児等通園支援事業を行う事業所を公開
	利用者の申込開始
令和7年9月	利用者を承認→事前面談等の予約開始
令和7年10月	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）開始

9 申請手続等

(1) 提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年6月16日（月）まで

(2) 提出先

大網白里市子育て支援課

(3) 提出方法

窓口を持参

(4) 提出書類

※ 下記以外の書類の提出を追加で求める場合あり

番号	書類名
1	乳児等通園支援事業認可申請書（別記第1号様式）
2	誓約書（別記第2号様式）
3	乳児等通園支援事業計画書（別記第3号様式）
4	乳児等通園支援事業に係る収支予算書（別記第4号様式）
5	登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）
6	定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体である場合に限る。）
7	乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程
8	経営の責任者（※）の経歴書
9	実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業管理者）の経歴書
10	実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業管理者）の資格を証する書類
11	乳児等通園支援事業に従事する職員の保育士資格を証する書類
12	建物の平面図（実施場所とその面積がわかるもの）
13	土地及び建物の登記事項証明書
14	土地及び建物の賃貸借契約書（賃借の場合に限る。）
15	賃借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類（直近1会計年度分）

※ 申請者が法人の場合の「経営責任者」とは、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいう。

10 認可

(1) 認可までの流れ

申請書類受領後、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合し、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当するかどうかを審査する。

審査に当たり必要な場合は、事業実施予定場所の現地確認を行う場合がある。

審査の結果、認可することが適当だと認めた場合は、大網白里市子ども・子育て支援推進会議での意見聴取を経て、認可を行う。

(2) 認可の取消し

事業開始後、大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合しないことが判明した場合や、児童福祉法等の法令に違反した場合は、認可が取り消されることがある。

11 問合せ先

大網白里市子育て支援課保育班

電話 0475-70-0347